

令和7年度

高松市障害者福祉施設等事業予定者

募集要項

【防災対策の推進に資する改築】

令和7年7月

高松市健康福祉局 障がい福祉課

1 募集の趣旨

「たかまつ障がい者プラン（令和6年度～令和8年度）」内にも位置付けております、防災対策の必要性、とりわけ障害のある方は、災害弱者になりやすいことなどから、重度障がい者の支援や夜間を生活する事業を営む既存の「生活介護」又は「共同生活援助（グループホーム）」の事業者の防災対策の推進に資する改築について募集します。

2 基準の遵守

応募者は、本要項に記載した諸条件のほか、国の関係法令・通知等を遵守してください。

なお、本市の条例、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」（以下「指定障害者福祉サービス事業」という。）等を満たしていない提案については、失格とします。

3 応募要件

- (1) 令和7年7月1日現在高松市において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に基づく障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護又は同条第17項に規定する共同生活援助に限る。）を行う事業者であること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (3) 応募書類の受付締切日において、高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 民事再生法等による再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 役員（就任予定者含む。）等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団の構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 募集内容

(1) 整備形態及び募集数

| サービスの種類 | 募集対象法人 | 整備形態 | 募集数 |
|---------------------|---|-----------------------------|------|
| 生活介護 | 令和7年7月1日現在高松市において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に基づく障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護又は同条第17項に規定する共同生活援助に限る）を行う事業者で、かつ障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（以下「社会福祉法人等」という。）。 | 防災対策の推進に資する改築 (同程度の定員規模) | 1事業所 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | | | |

(2) 整備地域

高松市内全域。ただし、防災対策の推進に資する改築のうち、移転の場合について、地すべり防止危険箇所等危険区域(高松市社会福祉施設等整備募集要項(共通事項)「2 施設(事業所)の創設等を不可とする地区等について(1)」に規定する地区)は除く。

(3) 整備要件

防災対策の推進に資する改築(※)

※改築とは、既存の建物を解体・再構築する工事で、躯体(建物の骨組み)にも手を加える場合を指す。躯体とは、建物を支える基礎、柱、梁、壁などの構造部分のこと。本整備募集では、移転改築も含むが、各サービス事業の定員については、同程度とする。改築により、定員増加となる場合は、国庫補助の対象事業費における、増加した定員分にかかる費用について、認められない場合がある。

(4) 改築後のサービスの開始時期

令和9年3月31日までに、本市で既に指定を受けている、指定障害者福祉サービス事業の変更許可を受けた上で、サービス開始を行うこと。ただし、災害等の理由で、本市が開始時期を変更することを認める場合は除く。

5 重点項目

本整備は、防災対策に資する改築としており、障がい弱者となりやすい障がい者の視点に立った、災害時の対応や対策について重点を置いた評価とするものです。

6 応募方法

応募される方は、次のとおり事業計画書、関係資料等を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年9月19日(金)午後5時 期限厳守

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間(日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)とします。

なお、令和7年8月29日(金)までに、本整備に応募する意思がある法人の方は、予め応募の意思の御連絡の御協力をお願いいたします。

(2) 提出先及び問合せ先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局障がい福祉課 指導監査係

TEL 087-839-2333

メールアドレス: syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 提出の際は、事前に電話で予約の上、窓口まで御持参ください。(郵送・FAXは不可)

なお、「②整備計画書(別添1)」及び「(17) 防災対策に資する改築における調査票」、「(28) 特色ある施設運営に関する調査票)」については、電子データをメールにより、併せて提出してください。

イ 最終日は大変混み合うことが予想されますので、早めの提出をお願いします。

ウ 応募に当たっては、提案する事業が確実に実施できることを示す、具体的な内容のものを提出してください。

エ 提出した書類に虚偽の記載があった場合(選定後に提案の重要事項を変更することも虚偽と

みなします。)は、応募・選定を無効とします。

※ 原則、当初の提案からの変更は認めませんので、十分に資金計画及び書類を審査した上で提出してください。

オ 提出後の差替え又は再提出は認めません。ただし、選定に当たり、本市が必要と判断した場合には、資料の追加、補正を求める場合があります。なお、この場合において、本市が提示する提出期限以降についての受付には一切応じられません。

カ 本市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

キ 整備計画書等の作成に伴う一切の費用は、全て応募者の負担となります。

(4) 提出書類の体裁

提出書類は、次のとおり体裁を整えてください。

ア 項目ごとに、白紙の仕切りを一枚挿入し、文字又は番号表記のインデックスを付けてください。

イ 全体をファイルやバインダー等に綴じてください。

ウ 表紙及び背表紙に「令和7年度 障害者福祉施設等事業予定者応募書類」及び「応募者名(法人名)」を記載してください。

(5) 提出書類の部数等

ア 提出書類は、2部作成し、1部を正本(原本又は原本証明)、1部を副本(写)として提出してください。

イ 所定の様式を定めているもの以外は、原則としてA4判で、提出してください。

なお、公図等、A3判と指定した書類は、A4サイズに折り込んでください。

【留意点】

一法人が複数の社会福祉施設等の整備に応募する場合の提出書類

○「②整備計画書(別添1)」については、施設の種類ごとに分けて提出してください(合築等により整備事業費を明確に分けることができない場合は、面積案分により算出してください)。

○応募した施設の一部のみが選定される場合が想定されるため、「⑩確約書(別添4)」を整備計画書と合わせて提出してください。

7 質問及び回答

(1) 質問の方法

本要項に基づく募集に関する質問は、原則、別紙「質問票」に、質問内容を簡潔かつ明確に記載の上、メールにより行ってください。受信確認のメールを当日中(本市の執務時間以外に届いた場合は直後の開庁日)にお送りしますので、受信確認のメールが届かない場合は、お手数ですが、お電話でお問い合わせください。

なお、審査選定内容、指定基準等の法令等により確認ができる事項、他の応募者に関する情報等についての質問及び応募者以外の者からの質問並びに受付期間終了後の質問にはお答えできません。

(2) 質問の受付期間

令和7年7月18日(金)午後1時から同年8月29日(金)正午まで

(3) 質問票の送信先

高松市健康福祉局障がい福祉課 指導監査係

メールアドレス: syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

※ 件名「<法人名>高松市社会福祉施設整備に係る質問」とし、送付先誤りに十分、御注意

ください。

(4) 質問に対する回答

質問者に対しメールで回答するほか、高松市健康福祉局地域共生社会推進課ホームページにも掲載するものとします。なお、質問者が特定される情報等を削除するなど、質問内容を一部変更する場合があります。

【掲載場所】

高松市ホームページもつと高松 トップページ

「事業者の方へ」 → 「健康・医療」 → 「社会福祉施設等の整備」 → 「整備事業者を募集します。」

8 施設整備等に係る補助金について

「②整備計画書（別添1）」の調達財源の内訳欄（4ページ）等に計上する補助金額については、次の表を参考に記入してください。

また、本事業については、令和8年度末までにサービスを開始することを条件に補助金の交付対象としますので、サービスの開始が令和9年度中になる場合は、補助対象外となります。

なお、補助金の対象経費における補助割合については、現段階での予定ですので、次の内容は、その金額及び補助を保証するものではありません。

| サービス 種類 | 対象となる 工事経費 | 基準 上限額 | 国補助額 上限 (割合 1/2) | 市補助額 上限 (割合 1/4) | 自己資金 (割合 1/4) |
|---------------------------------|-----------------------|-----------|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 生活介護 共同生活援助 (グループホーム) | 防災対策の 推進に資する 改築 | 4,000万円 | 2,000万円 | 1,000万円 | 1,000万円 |

9 正当な事由のない辞退等について

採択された整備計画を辞退した場合の取扱いは、高松市社会福祉施設等整備募集要項（共通事項）9（3）のとおりです。

なお、障害福祉施設等整事業の募集における「真に正当なものであると認められる辞退事由」は以下のとおりとします。

また、軽微なものを除き、計画変更は認めません。

- (1) その辞退理由が真に正当なものであると高松市社会福祉施設整備等審査会が判断した場合
- (2) 「㊟確約書（別添4）」により予め届け出た辞退事由に該当する場合